

不要品をごみとして捨てる前に リユース(再利用)してみませんか

「リユース」とは、一度使用したものを捨てずに、繰り返し使うことです。市で収集・処分している粗大ごみなどの中には、価値のある物やまだ使用することができるけれども不要になってしまった「不要品」も含まれています。リサイクルショップやフリーマーケットサイトなどを活用し、不要品をリユースしてみませんか。

問い合わせ 環境課 太田 ☎⑤2609

リユースプラットフォーム 「おいくら?」

市では、ごみ削減・資源活用の一環として不要品などのリユースを推進するため、(株)マーケットエンタープライズと連携協定を締結しました。今回の締結により、同社の「リユースプラットフォーム『おいくら?』」を活用したリユースの推進を開始しました。これは、オンラインフォームで売りたいものを入力すると、複数の買取店から見積りを受けられるサービスです。ソファなどの家具だけでなく、市では処理することができない冷蔵庫や洗濯機など「家電4品目」、パソコンやスマートフォンなども手軽にリユースすることができます。

「おいくら」一括査定の流れ

ステップ 1	右の二次元コードを読み取り、「おいくら?」サイトを開く。	
ステップ 2	不要品の商品情報を入力して査定を依頼する。	
ステップ 3	届いた査定結果を比較して、選択した買取店に連絡する。	
ステップ 4	買取店と詳細を確認し、買い取り成立。不要品を回収してもらう。	

※再販できる品物が買取の対象となりますので、全ての品物を引き渡しできるわけではありません。(ごみ処理ではありません)

※「おいくら?」の利用に関する問い合わせは、上記の「おいくら?」サイトをご確認ください。

TOPICS

リチウムイオン電池の混入は火災の原因に ～不要なごみを捨てる前に必ず確認してください～

充電可能な二次電池のうち「リチウムイオン電池」は、プラスチックや燃えるごみに間違えて分別すると、ごみ収集時や処理する時に発熱・発火し、火災の原因となります。

リサイクル工場では、プラスチックごみに間違えて入ってしまった充電式の電子機器が処理工程で押しつぶされ、内蔵のリチウムイオン電池からショート・発火する事故が多発しています。下の表を参考に適切な分別をお願いします。

分別	回収場所	回収協力店(電器店)	市役所	直接搬入	公共施設
榛原地域	充電できない電池(一次電池)	○	○ 榛原庁舎・さざんか	○ リサイクルセンター	○ コミュニティセンターなど
	充電できる電池(二次電池)	△ ※店舗による	×	○ リサイクルセンター	×
相良地域	充電できない電池(一次電池)	○	○ 相良庁舎	○ 環境保全センター	○ 公民館など
	充電できる電池(二次電池)	△ ※店舗による	△ ※電池単体やバッテリーのみ	○ ※製品と一体化している物は金物収集	×



発火した電子たばこ

災害に備え 地域でつながり 助け合おう 避難行動要支援者の支援

大規模な災害が起きた時、高齢者や障がい者など自力で避難が困難で、地域の皆さんの支援が必要な人たちがいます。地域住民が平常時から顔の見える関係を築くことが大切となりますので、地域による支え合いの輪を広げましょう。

問い合わせ 社会福祉課 渡辺 ☎③0070

災害時に「誰一人取り残されずに」避難できる支援体制に取り組んでいます

市では、令和6年度から「要配慮者避難確保事業」に取り組んでいます。地域の方が「避難行動要支援者(災害時に自ら避難することが困難な人)のことを知らなかったために助けることができなかった」ということがないように、誰一人取り残されずに避難できることを目指しています。

また、災害対策基本法に基づき、市では避難行動要支援者の避難支援の基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。名簿情報を外部へ提供することに同意した人の情報および「個別避難計画」を、地域の自主防災組織や民生委員など避難支援等関係者へ提供し、災害に備えた取組に活用しています。

「避難行動要支援者名簿」の対象は?

- ①介護保険認定(要介護3～5)を受けている人
- ②身体障害者手帳(1級、2級)をお持ちの人
- ③療育手帳(A1、A2)をお持ちの人
- ④精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)をお持ちの人
- ⑤指定難病、特定疾患の人
- ⑥小児慢性特定疾病児童
- ⑦上記の状態に準じる人

個別避難計画とは?

災害に備え、「いつ」「どこへ」「誰と」「どのように」をあらかじめ決めておく、一人一人の計画です。計画の実効性を高めるため、本人の状況などをよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が重要とされています。



令和6年度は2つのモデル地区にご協力をいただき、当事者や地域の方々、福祉専門職などが顔を合わせ個別避難計画を作成し、その計画検証のために避難訓練を実施しました。

令和7年度は、市全域に避難の実効性の高い個別避難計画作成を展開していくため、自主防災組織や民生委員、福祉専門職、福祉サービス事業所への説明会や、福祉避難所協定施設と意見交換などを行う予定です。

令和6年度の取組内容

- ▶福祉専門職への理解啓発研修会(8月)
- ▶個別避難計画作成(10月) ▶避難訓練(11、12月)
- ▶事業報告会(2月) ▶福祉避難所協定施設と意見交換(3月)
- ▶庁内プロジェクト会議(庁内連携)(通年)

参加者の感想(一部抜粋)

- 地域に自分の状態を知ってもらって、安心につながった
- 地域の人と関わりができて良かった
- 地域の結束力が再確認でき、避難支援者を増やすことができた
- 配慮事項の共有や避難経路を検証することで防災意識が高まった
- 福祉専門職からアドバイスをいただき、勉強になった
- 危険箇所の共有や発見ができ、現場へ出ることは大切だと思った



避難計画作成の会議(福岡区)



避難訓練(川崎区)